

令和3年第1回臨時会

宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

宮城県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年

第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録 目次

(第1回臨時会)

10月25日(月)第1号

○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	2
○開会	2
○会議録署名議員の指名	3
○副議長の選挙	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○第6号議案 専決処分の承認を求めることについて(宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	4
○第7号議案 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	4
○第8号議案 令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	5
○第9号議案 令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	5
○第10号議案 令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	5
○第11号議案 副広域連合長の選任の同意を求めることについて	5
○一般質問	
1. 熊谷明美 議員	31
会計管理者の業務内容についてと広域連合の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について	
(答弁) 広域連合長、会計管理者、事務局長、総務課長兼会計課長	
2. 阿部美紀子 議員	35

医療負担増額に伴う、医療控えすることのない施策の展開について

(答弁) 広域連合長、保険料課長、給付課長、事務局長

3. 鈴木 美智子 議員 3 8

マイナンバーカードの発行状況と今後の取り組みについて

(答弁) 広域連合長、保険料課長、事務局長

4. 笹 森 波 議員 4 4

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(高齢者医療費窓口負担2倍化)の問題点について

(答弁) 広域連合長、事務局長

○閉 会 4 8

令和3年第1回臨時会 10月25日開会
10月25日閉会

議決結果一覽表

第1回臨時会提出案件及び議決結果一覧表

1 議案

議案番号	件名	議決月日	議決結果
第6号議案	専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	10月25日	承認
第7号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	10月25日	承認
第8号議案	令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	10月25日	認定
第9号議案	令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	10月25日	原案可決
第10号議案	令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	10月25日	原案可決
第11号議案	副広域連合長の選任の同意を求めることについて	10月25日	同意

令和3年10月25日 開会
令和3年10月25日 閉会

令和3年

第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和3年10月25日

令和3年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

(第1号)

令和3年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会（第1号）

○会議年月日 令和3年10月25日（月曜日）

○出席議員（34名）

1番	佐藤雄一	議員	2番	村上進	議員
3番	田口政信	議員	4番	岡部恒司	議員
5番	鈴木新津男	議員	6番	澤邊幸浩	議員
7番	手代木せつ子	議員	8番	只野直悦	議員
9番	菊地忍	議員	10番	山田康雄	議員
11番	早坂伊佐雄	議員	12番	佐々木みさ子	議員
13番	塩田智明	議員	14番	熊田芳子	議員
15番	藤田洋一	議員	16番	阿部美紀子	議員
17番	及川幸子	議員	18番	岩佐孝子	議員
20番	笹森波	議員	21番	緑山市朗	議員
22番	熊谷明美	議員	23番	今野善行	議員
24番	日下七郎	議員	25番	吉田修	議員
26番	万波孝子	議員	27番	赤間しづ江	議員
28番	土村秀俊	議員	29番	千葉勇治	議員
30番	大森貴之	議員	31番	村上一郎	議員
32番	鈴木宏	議員	33番	安藤義憲	議員
34番	佐藤新一郎	議員	35番	鈴木美智子	議員

○欠席議員（1名）

19番 辻畑めぐみ 議員

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	伊藤康志	会計管理者	舩山明夫
事務局長	熊谷徹	総務課長	森和也
保険料課長	伊藤仁	給付課長	鎌田哲哉
監査委員	土井一朗		

○議会事務局出席職員職氏名

事務局長	鈴木俊一	事務局次長	菊池敦
主査	小野元気	主査	太田慎吾

○議事日程（第1号）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 副議長の選挙 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 第6号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第6 | 第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第7 | 第8号議案 令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 第9号議案 令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 第10号議案 令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 第11号議案 副広域連合長の選任の同意を求めることについて |
| 日程第11 | 一般質問 |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○議長（岡部恒司議員） ただいま出席議員が34名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

御報告いたします。

会議規則第2条の規定により、19番辻畑めぐみ議員から欠席の届出がございました。
また、32番鈴木宏議員から早退の届出がありました。

なお、副広域連合長佐藤仁南三陸町長より、令和3年8月31日をもって退任する旨の
申し出があり、現在副広域連合長は不在となっております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡部恒司議員） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において15番藤田洋一議員
及び16番阿部美紀子議員を指名いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（岡部恒司議員） 次に、日程第2、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によ
りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡部恒司議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によるこ
とに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これ
に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡部恒司議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決
定いたしました。

それでは、指名いたします。宮城県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、34番佐藤
新一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました34番佐藤新一郎議員を宮城県後期高齢者医療
広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡部恒司議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました34

番佐藤新一郎議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

34番佐藤新一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

34番佐藤新一郎議員から御挨拶をいただきます。

○副議長（佐藤新一郎議員） 佐藤新一郎でございます。副議長として議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層の御指導、御鞭撻をよろしく願います。（拍手）

日程第3 会期の決定

○議長（岡部恒司議員） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡部恒司議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（岡部恒司議員） 次に、日程第4、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告及び地方自治法第198条の4第3項の規定による監査基準の改正の報告について、お手元に配付いたしておりますとおり監査委員から議長宛て提出がありました。

次に、去る令和3年9月10日、多賀城市議会選出の戸津川晴美議員から広域連合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしました。

日程第5 第6号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

日程第6 第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

日程第 7 第 8 号議案 令和 2 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計
決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第 8 第 9 号議案 令和 3 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第 1 号）

日程第 9 第 10 号議案 令和 3 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢
者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 第 11 号議案 副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○議長（岡部恒司議員） 次に、日程第 5、第 6 号議案、専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）から、日程第 10、第 11 号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることについてまで、以上 6 件を一括議題とし、広域連合長から説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） 広域連合長でございます。議員皆様方におかれましては、コロナ禍、また、ダブルの選挙さなか、御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。私も戦場から駆けつけたのでお聞き苦しい声になりますが、説明を申し上げさせていただきます。

本日ここに宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開会され、提出議案を御審議いただくに当たり、提出議案の概要について御説明をさせていただきますが、その前におわびと報告を申し上げます。

先般の令和 3 年第 2 回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会につきましては、8 月 5 日から 12 日までの期間において、広域連合事務局職員 5 名が新型コロナウイルス感染に伴う陽性者と判明し、12 日の午後に保健所より「職員全員の PCR 検査の実施と、陰性が確認できるまで職員の出勤停止」の指示があったため、広域連合議会議長様に対し、「8 月 19 日開会の 8 月議会定例会については、安全な議場の確保や円滑な議会運営に支障を来すおそれがあり、議員の皆様には参集いただかず、安全に議会が開ける環境を整えた上で、改めて議会を開催させていただきたい」と申出を行い、御了承いただき、流会となりました。

この件につきましては、議員の皆様には多大な御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに対し、おわびを申し上げますとともに、改めて開催される本日の広域連合議会臨時会に御参集賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

なお、保健所が実施した PCR 検査では、さきの陽性判定者以外は全て陰性となり、現

時点では通常のとおり業務を行っておりますことを御報告させていただきます。

それでは、提出議案の説明に入りますが、後期高齢者医療制度をめぐる動向についてお話しさせていただきます。

令和3年3月現在の宮城県の人口は、前年度から約9,000人が減少し、後期高齢者医療保険の被保険者数も約1,000人が減少となり、約31万4000人となっております。今後は、少子高齢化の進行に合わせ、団塊の世代の加入も始まりますことから、被保険者加入数は増加し続ける見通しであり、これに伴う医療給付費の増加は避けられないものと考えております。

令和3年6月に政府において決定された「骨太の方針2021」におきましては、「団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革」を掲げ、社会保障制度の基盤強化を確実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指すこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、重要性が再認識された今般の診療報酬等の対応や、情報の利活用等の在り方を検証し、より迅速・柔軟に対応できる医療体制を再構築するとともに、社会保障制度の基盤の強化を着実に進め、全世代型社会保障を実現するため、疾病予防と健康づくりを強化する一方、給付と負担の見直しを含めた社会保障改革を推進すべく、さきの国会において健康保険法関連法案が改正され、後期高齢者医療制度においては、収入等に応じ窓口負担2割となる見直しが導入されることになりました。

当広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視し、関係市町村と連携・協力しながら、地域において適切に医療を受けられる体制の確保と健全な制度運営に努めるとともに、健康寿命延伸のための保健事業の充実に向けて各市町村の支援に積極的に取り組み、被保険者の皆様が安心して生活を送れるよう尽力してまいり所存でございます。

続きまして、本臨時会に提案申し上げました各議案につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、第6号議案、第7号議案、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

第6号議案は、本来であれば議会の議決を受けるべき議案でございますが、改正法の施行が令和3年2月13日で早急な対応が必要であったことや、議会開会中の市町村が少なからずあり、臨時会の招集も事実上困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正を専決処分したものであります。

その内容でございますが、傷病手当金支給に係る条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則を引用し「新型コロナウイルス感染症」を規定しておりましたが、これが法改正により削除されたことから、新型コロナウイルス感染症について、条例上新たに規定する必要が生じ、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したものであります。

次に、第7号議案であります。本議案も本来であれば議会の議決を受けるべき議案でございますが、8月定例会で補正予算として御審議いただくべく上程しております「令和2年度の療養給付費負担金等の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への交付金償還金」の支払期限が令和3年9月30日であったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、所要額の補正予算を専決処分したものでございます。

具体的には、特別会計補正予算（第1号）として、予算の総額に歳入歳出それぞれ17億3937万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2567億3000万円としたものであります。

専決処分の承認についての御説明は以上でございます。

次に、第8号議案、令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び特別会計決算の認定につきまして御説明申し上げます。

これは、令和2年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

初めに、一般会計でございますが、歳入では、予算額7億3751万6000円に対し、収入済額は7億3744万4072円でございます。歳出では、予算額7億3751万6000円に対し、支出済額は6億6849万3108円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は6895万964円ございました。

令和2年度歳出における主な経費といたしましては、医療制度の運営に係る事務経費のほか、各市町村から事務局へ派遣されている職員の人件費に係る費用を負担しております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入では、予算額2619億3633万5000円に対し、収入済額は2644億7559万9001円でございます。歳出では、予算額2619億3633万5000円に対し、支出済額は2526億2710万2201円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は118億4849万6800円ございました。

約118億円の剰余金のうち、令和2年度の国庫支出金などの償還金予定額が約72億円となることから、精算後実質収支額は約46億円と見込んでおります。

なお、歳出の保険給付費は、2401億1249万4288円となっており、前年度に比べ2.1%減となります。

次に、第9号議案、令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

この予算は、財政調整基金条例第2条第1項の規定により、令和2年度一般会計歳入歳出決算において生じた剰余金を全て積み立てるもので、令和3年度の財政調整基金へ積立てするために所要額の補正を行うものであり、予算の総額に歳入歳出それぞれ6895万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4200万6000円とするものでございます。

次に、第10号議案、令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

この予算は、医療費窓口負担の見直しに伴う周知広報に係る経費の皆増とその財源となる調整交付金の増額や、後期高齢者医療給付費準備基金条例第2条の規定に基づく令和2年度特別会計歳入歳出決算において生じた剰余金を後期高齢者医療給付費準備基金へ積立てするために所要額の補正を行うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ118億9857万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2686億2857万6000円とするものでございます。

次に、第11号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

副広域連合長佐藤仁南三陸町長より、令和3年8月31日をもって退任する旨の申出があり、宮城県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第4項の規定により、櫻井公一松島町長を副広域連合長に選任することにつきまして、議会に同意を求めるものでございます。

以上、提出議案の説明といたします。

提出議案の概要につきまして御説明を申し上げさせていただきましたが、何とぞ慎重に御審議を賜り、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 続きまして、第8号議案について、監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。土井監査委員。

○監査委員（土井一朗） 監査委員の土井でございます。

令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を御報告いたします。

さきに広域連合長に提出しております令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会

計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧願います。

審査に当たりましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、6月14日付で広域連合長から審査に付された令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算について、その決算書等が関係法令に準拠して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者所管の諸帳票及び各課から提出された決算資料等と照合するとともに、担当課長から説明を聴取し、さらに例月出納検査の結果を踏まえて実施いたしました。また、あわせて、予算執行の適否等について審査を実施いたしました。

第4の審査の結果であります。審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算執行状況についても適正であると認めました。

続きまして、決算の概要について申し上げます。

1の決算の総括についてであります。一般会計及び特別会計の歳入総額は2652億1304万3073円、歳出総額は2532億9559万5309円となっております。

次に、2ページを御覧願います。

2の一般会計についてであります。歳入は7億3744万4072円で、前年度と比較すると6.61%の減、歳出は6億6849万3108円で8.10%の減となっております。

歳入の主なものは、広域連合規約第17条第1項第1号の規定に基づく市町村負担金となっております。

また、歳出の主なものは、職員人件費に係る負担金等、広域連合の運営及び管理に関する経費、並びに後期高齢者医療制度に係る事務の経費としての特別会計への繰出金となっております。

一般会計決算収支状況についてであります。2ページの第2表に示しているとおり、歳入歳出差引額は6895万964円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となっております。款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、2ページの第3表及び4ページの第5表に示しているとおりとなっております。

次に、5ページを御覧願います。

3の特別会計についてであります。歳入は2644億7559万9001円で、前年度と比較すると1.66%の減、歳出は2526億2710万2201円で3.50%の減となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び被保険者の保険料を占

む市町村支出金となっております。

また、歳出の主なものは、保険給付に係る経費や健康診査の実施に係る経費、後期高齢者医療給付費準備基金への積立てとなっております。

特別会計の不納欠損額は77万4412円で、収入未済額は405万9233円となっております。この内訳は、いずれも第10款の諸収入・雑入の返納金であり、前年度と比較して不納欠損額は皆増、収入未済額は17.60%の減となっております。

収入未済については、その縮減に向け努力されておりますが、財政の健全運営及び負担の公平性確保の観点から、引き続き未収金発生 of 未然防止と早期回収の適切な措置を講じて、収入未済額の縮減に努められるよう望むものであります。

特別会計決算収支状況につきましては、第6表に示しているとおおり、歳入歳出差引額は118億4849万6800円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となっております。款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、6ページの第7表及び7ページの第8表に示しているとおおりとなっております。

次に、8ページを御覧願います。

4の財産の状況についてであります。決算年度において取得した公有財産及び債権はなく、また、取得価格100万円以上の物品は、決算年度末現在で1点となっております。基金につきましては、第10表、基金の種類別増減高及び決算年度末現在高に示しているとおおりとなっております。

最後に、9ページの結びにも述べておりますが、近年、社会保障の構造を見直し、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、様々な社会保障改革が進められております。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って、傷病手当金や減免措置等の対策が講じられてきております。

広域連合においては、社会保障改革など国の動向へ適切に対応し、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療制度の安定的かつ確実な運営、これらに全力で取り組まれるとともに、今後も引き続き構成市町村及び関係機関と緊密な連携を図り、保険料の収納率の向上、各種保健事業への取組などに尽力され、公正かつ適正な事業運営に一層努力されることを望むものであります。

以上を申し上げます。令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果に基づいての御報告といたします。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） これより質疑に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策として、質疑、一般質問、討論については発言席で行っていただくようお願いをいたします。

質疑通告者は4名であります。

申し合わせにより、質疑回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をよろしくお願いいたします。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示し願います。

通告順に発言を許します。

議題のうち第8号議案について通告がありますので、発言を許します。

12番佐々木みさ子議員。

○12番（佐々木みさ子議員） それでは、12番佐々木みさ子、県北の会でございます。

通告していた質疑を行います。

ページ数は、宮城県後期高齢者医療広域連合主要な施策の成果に関する説明書の13ページを御覧ください。

議案第8号、令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑でございます。

令和2年度決算において、2款保険給付費は約2401億円でありましたが、令和元年度決算では約2451億円であり、約50億円の減少となっています。宮城県後期高齢者医療における保険給付費は年々増加してきたところですが、減少の原因についてどのように分析しているか、お伺いいたします。1回目の質疑でございます。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの佐々木みさ子議員の質疑につきましては、事務局から答弁をいたさせます。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 佐々木みさ子議員の質疑にお答えいたします。

初めに、保険給付費の減少原因についてお答えいたします。

保険給付費については、令和元年度は対前年度比で3.5%の増でしたが、令和2年度は対前年度比で2.1%の減となりました。また、1人当たりの保険給付費も、令和元年度は対前年度比で2.4%の増でしたが、令和2年度は対前年度比で1.7%の減でございました。

医療費の分析に当たっては、まず被保険者数の動向を検討いたします。当広域連合の被保険者数は年々増加してきておりましたが、令和元年度末では31万5667人、令和2年度末では31万4454人であり、1,213人、0.4%の微減となっております。

次に、1人当たり保険給付費が減となった原因を検討いたしますと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、宮城県においても、令和2年4月16日に緊急事態宣言が発出され、感染が拡大しました。このような中、保険給付費の月ごとの推移を見てみますと、5月に対前年度比で7.9%の減となり最も低下し、10月にかけて戻りつつありましたが、11月から年度末までは2.2%の減となり、結果、年間を通して2.1%の減となりました。

このように被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の医療機関への受診回数の減少があったために、保険給付費が減少したものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 佐々木みさ子議員。

○12番（佐々木みさ子議員） 今、答弁していただきました。保険給付費の減少の原因については、新型コロナウイルス感染症の影響があったとのことですが、どのように分析し、今後の見込みについてどのように考えているか、伺いたいと思います。

それと、今お答えいただいた件数も1,200人以上ということですが、今後の見通しというか、推移というか、その辺の検討というのはどう考えているか、お伺いいたします。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 初めに、今後の見込みと新型コロナウイルス感染症の影響についてお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今後の影響が不透明でありますことから、1人当たりの医療費の動向を見込むことは難しい状況であります。今後の医療費の動向となりますけれども、被保険者数は、来年度以降団塊の世代が被保険者となり始めることから、増加する見込みでございます。このようなことを考慮いたしまして、現在、来年度の保険給付費の見込みを検討しているところでございます。

次に、保険給付費の件数ですけれども、事務手数料であります審査手数料を除きますと、令和元年度は1029万4000件ほどで、令和2年度は977万件ほどありまして、5%程度減少しております。令和元年度の前年度比としましては1.9%増加し、平成30年度も1.6%ほど増加しておりましたので、金額以上に令和2年度は減少しているような状況です。現在の状況もまだ新型コロナウイルスの影響が続いているということで、令和2年度ほどではありませんけれども、令和元年度と比べますと減少しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 佐々木みさ子議員。

○12番（佐々木みさ子議員） やはり新型コロナウイルスの影響が大きいということなんですけれども、金額よりも減少しているというふうに今伺いました。今後ともやはり後期高齢者が各市町村で安心して医療を受けられるように望んで、どのように各市町村、後期高齢者医療広域連合において考えているかお聞きして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 先ほど申しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ続いているという状況で、いわゆる受診控えというような形で行われているのかと思いますけれども、広域連合としましては、ほぼ全被保険者にお送りします医療費通知の中に、その辺の必要以上の医療機関への受診控えはしないようにということで医療費通知に8月に送付しておりまして、今後も1月に送付します医療費通知の中にその辺も明記しまして、過度な医療機関への受診控えをしないように注意を促していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 次に、議題のうち、第8号議案について通告がありますので、発言を許します。

18番岩佐孝子議員。

○18番（岩佐孝子議員） 18番岩佐孝子です。令和3年第1回臨時会におきまして、質疑をさせていただきます。

昨年度からのコロナウイルスによりまして、県内では約1万6200人、そして118名の方々が亡くなっております。お悔やみとお見舞いを申し上げます。

後期高齢を迎える方々は、健康に不安を抱えながらも、灯油などの光熱費が高騰、医療費負担が増加しており、病院へ通院することさえも躊躇しているような状況です。

そこで、第8号議案、令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑をいたします。宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算の中で、施策の中の37ページですね。この中から質疑をいたします。

まず、1点目です。高齢者の健康保持増進において、保健事業と介護予防の一体的事業に6市町が取り組んできました。取り組んだ市町の課題解決はどのように図られたのか。

その中の1項目め、昨年度の事業実績において、予算5120万円に対し、約1057

万円の剰余が出ていますが、その要因について伺います。

2 項目め、実施計画と実績についての差異をどのように受け止めていたのか。

3 項目め、事業計画や成果、効果についてはどのように分析し、今後に生かしていくのか。

2 点目に入ります。市町村助成事業（後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金）において、2 項目についてお伺いいたします。これは、資料の 43 ページです。

1 項目め、事業実績において、予算 860 万円に対し、約 54% の執行率でした。低執行率でありますけれども、その要因についてはどのように捉えているのか。

2 項目め、事業計画・実施での成果や効果についてはどのように分析し、今後に生かしていくのか。

以上について質疑をいたします。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの岩佐孝子議員からの質疑につきましては、事務局から答弁をいたさせます。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 岩佐孝子議員の質疑にお答えいたします。

初めに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてのお尋ねにお答えいたします。

本事業は、事業費の 3 分の 2 を国の特別調整交付金で財源措置されており、市町村において企画調整等を担当する医療専門職の person 費、通いの場における健康相談などを担当する医療専門職の person 費、その他事務費を対象経費として、市町村に委託料の形で執行しております。

予算積算に当たっては、事業実施の意向のありました市町について、特別調整交付金交付基準に基づきその上限額でもって計上しております。

予算の剰余、すなわち不用額の発生理由としましては、開始初年度であるため、自治体の全地域ではなく一部地域の実施であったことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業開始が遅れたり、実施会場を減らすことになったことが要因でございます。

本事業につきましては、市町の状況に応じて市町において計画策定し、事業実施に取り組みされておりますが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、収束の見通しが立たない状況において、感染症対策を講じた上で実施していただきましたので、その過程においては多くの困難があったものと考えております。

次に、成果・効果についてお答えいたします。

事業実施市町では、関係部署による市内の横断的な実施体制を確立し、市町それぞれの地域の健康課題を整理・分析した上で、重症化予防のための訪問指導や介護予防のための通いの場における健康相談など、高齢者の多様な心身の課題に対し、きめ細やかな支援を図りました。実施初年度としては、市町において、今後の保健事業の展開のための基盤として、健康づくり担当部局、国保・後期といった医療保険部局、介護保険部局などの市内の横断的な実施体制が確立できたことが大きな成果であると考えております。今後、実施市町の実績を他の市町村に研修会等で紹介しながら、全市町村への展開に向けて推進してまいります。

次に、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金についてのお尋ねにお答えいたします。

本事業は、国の特別調整交付金で措置されるものであり、広域連合ではこれを財源に、市町村が実施する保健事業を財政的に支援するため、補助金として交付しているものでございます。

助成対象としている事業につきましては、市町村からの申請に基づくものであり、前年度に市町村へ事業計画の照会を行い、その回答を受けて予算を確保しております。

予算の執行額につきましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、当初の計画事業を中止または縮小した自治体があり、不用額が生じたものであります。

次に、成果・効果についてですが、本事業は、申請自治体において計画された地域の特性や課題等を踏まえて実施する健康教育や健康相談などの事業に助成しており、実績報告を提出していただく際に、効果も併せて報告していただいております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初の事業計画に変更がありましたが、実施自治体において、感染症対策を講じ、被保険者の健康の保持・増進のための事業が図られております。広域連合としては、市町村に医療費分析の結果や各種データを提供することにより、効果検証の一助となるよう支援しております。

今後とも、市町村担当者会議において、助成制度の説明や他自治体の事例紹介を行い、市町村における積極的な事業実施がなされるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 岩佐孝子議員。

○18番（岩佐孝子議員） ただいま丁寧な御説明をいただきました。御回答をいただきました。

確かにコロナの影響で非常にどこの市町村も自粛した事業になったものと捉えているわけなんです、先ほど人件費ということで最大限のものをということで、これは全市町村

の分を加味したものでの予算計上だったのでしょうか。それとも、指定した市町村のみの上限での予算計上だったのか、再確認させてください。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） お答えいたします。

予算の計上に当たりましては、予算計画を策定する前に、各市町村のほうに翌年度実施するかどうかということをお照会いたしまして、その実施する市町村の特別調整交付金で定められている上限額をそのまま計上したものでございます。ですので、実績としましては、その上限額を下回ってしまうのは当然のことかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 岩佐孝子議員。

○18番（岩佐孝子議員） やはり予算を計上するときには、きちんとした数字を示すべきだと思いますので、各市町村への問い合わせのときもきちんとした数値を求めるべきではないかなというふうに思います。そういうことからしたら、この辺のことについてはどのように評価していますでしょうか。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 当初予算計上時には、まだ市町村がどのような事業を何月から始めるかどうかということまでは聞いておりませんでしたので、実際事業が始まってしまいますと、4月実施であったり、6月実施であったりということで、遅く始めたところにつきましてはそれなりの事業費がかからないということで、不用額が生じているところでございます。なかなかいつ事業を実施するかとか、市町村においてどの程度実施するかという規模まではなかなか計れないというところもありましたので、特別調整交付金の上限額で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 事務局長。

○事務局長（熊谷徹） 予算額の計上に当たりましては、確かに細かなヒアリング等々をして、それに伴った形で積算するのが多分本筋だと思います。ただ、我々としては、市町村さんのほうでできるだけ事業を実施していただく、その財源となる予算を確保するに当たっては、最上限の積算金額で一応確保して、市町村さんのほうがある程度事業を柔軟に対応できるように、その場合であっても予算措置ができるようにということで、とりあえず我々のほうの予算計上はさせていただいているという状況でございます。（「はい、ありがとうございました」の声あり）

○議長（岡部恒司議員） 次に、議題のうち、第8号議案について通告がありましたので、

発言を許します。

24番日下七郎議員。

○24番（日下七郎議員） 24番日下七郎です。けやきの会です。

第8号議案、令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてのうちの質疑を行います。

1として、歳入24、25ページの1款1項1目保険料等の負担金についてであります。

補正予算（第3号）にて、減額の1億2010万7000円とし、決算収入済額が予算額を2億9986万5941円の増額となったことについて説明を求めます。

2として、26、27ページ、4款1項1目後期高齢者交付金について、後期高齢者交付金と被保険者の負担割合について説明を求めます。

3、28、29ページ、8款1項1目繰越金について、繰越金が71億4535万7073円となったことについて説明を求めます。

4、歳出34、35ページ、2款保険給付費についてであります。

不用額87億3909万5712円について説明を求めます。

5、38、39ページ、7款1項2目償還金についてであります。

補正予算（第3号）にて減額の2億6128万6000円とし、次のページです、補正後40億8902万2932円となっているが、出納整理期間において処理したことについて説明を求めます。

以上です。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの日下七郎議員の質疑につきましては、事務局に答弁をいたさせます。

○議長（岡部恒司議員） 総務課長。

○総務課長（森和也） 日下七郎議員の質疑にお答えいたします。

私からは、保険料等負担金について、後期高齢者交付金について、繰越金について及び償還金についてお答えいたします。

初めに、保険料等負担金についてお答えします。

令和3年第1回定例会、第3号議案、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）における保険料等負担金予算において、特別調整交付金の増額に伴う保険料負担金の減により、1201万7000円を減額したのですが、決算額においては、最終的に251億4820万6941円の収入済額となりました。増額となった主な要因としましては、補

正予算積算時の見込額に対し、決算額が増になったことや、構成市町村の御尽力により保険料の収納率が見込みよりも高くなったことなどで増額となったものです。

次に、後期高齢者交付金についてお答えいたします。

後期高齢者交付金は、現役世代が加入している医療保険者から徴収された財源を後期高齢者医療制度の療養等に要する費用の約4割に充当すべく、社会保険診療報酬支払基金から交付金として交付されたものです。令和2年度特別会計の決算における保険給付費に対する支払基金の割合は、40.6%となっております。また、被保険者の保険料の割合は10.5%となっております。

次に、繰越金についてお答えします。

これにつきましては、令和元年度後期高齢者医療後期高齢者特別会計の決算における実質収支額の全額を繰り越したものでございます。

次に、償還金についてお答えします。

令和元年度の国、県、市町村支出金等償還金は、翌年度に精算した結果、超過交付になったことから、償還金として執行したものです。令和元年度の高齢者医療制度運営臨時特例交付金、後期高齢者給付費等国庫負担金、財政調整交付金は、年度末の令和3年3月末日に償還額が確定されることから、令和2年度予算で出納整理期間に支払いしたものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 日下七郎議員の質疑にお答えいたします。

私からは、2款保険給付費の不用額についてお答えいたします。

令和2年度は、予算額2488億円余りに対し、支出額は約2401億円、執行率は96.5%となっております。不用額の内訳は、医科、歯科、調剤、療養費等の療養給付費が不用額全体の95.2%、83億2253万円余りで、予算の執行率は96.6%となりました。そのほかの不用額の内訳は、訪問看護療養費、移送費、審査支払手数料、高額療養諸費、葬祭費、傷病手当金で、合計4億1656万円余りとなります。

保険給付費につきましては、請求のあった医療費等に対し確実に支払いをしなければなりませんので、不足が生じないよう予算を確保していたところでした。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、被保険者の医療機関への受診回数の減少がありましたことが、不用額が生じている主な要因であると考えております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 日下議員。

○24番（日下七郎議員） 保険料に関する問題ですけれども、成果表によると17ページ、令和元年度台風19号による免除措置の状況ということで、両方で1億5282万8415円がここに出ていますけれども、国からの補填としてほかのことが4款ですか、2款ですね、にありますけれども、これは国からの補填というのはどういうふうになっているんですか。見つからないようですけれども。

○議長（岡部恒司議員） 少々お待ちください。

事務局長。

○事務局長（熊谷徹） お答えをいたします。

ただいま減免措置をした場合のその財源ということでございます。それで、一応こちらにつきましても、国費で充当はされております。ただ、国費でも特別調整交付金とそれ以外の補助金が入っている状況でございます。内訳の詳細につきましてはもうちょっとお時間をいただければというふうに思います。（「いつ報告するんですか。討論前にやるんですか。じゃあ、休憩取って調べてくださいよ、議長」の声あり）

○議長（岡部恒司議員） はい、手を挙げて。

日下議員。

○24番（日下七郎議員） 5のやつです。この償還金についての予算措置されておる償還金というのは、令和2年度分の償還金なんですか。

○議長（岡部恒司議員） それで終えていいの。それで終わり。（「はい」の声あり）

総務課長。

○総務課長（森和也） 令和元年度の翌年度精算のものを令和2年度の予算で執行した償還金となります。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） それでは、暫時休憩いたします。換気をいたします。

再開は14時15分。午後2時15分です。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（岡部恒司議員） それでは、再開いたします。

32番鈴木宏議員から、所用により早退の届出が提出されておりましたので、ただいまの出席議員数は33名となっております。

次に、議題のうち、第7号議案及び第10号議案について通告がありますので、発言を

許します。

28番土村秀俊議員。

○28番（土村秀俊議員） けやきの会の土村秀俊です。

私のほうからは、2つの議案についての質疑であります。

議案説明書の、議案関係資料。資料の3ページが第7号議案について、それから議案関係資料の最初が3ページ。次が7ページ、この2つのページを使ってやります。

まず、最初に、第7号議案です。専決処分を行った経過について伺います。

支払期限が9月30日ということで、諸支出金約17億3000万円を支払ったという専決処分でしたけれども、この時点では令和2年度の決算認定が済んでおらず、前年度繰越金や基金積立金などの処分も認定されていません。そういう中で、約17億3000万円を支出した経過についての説明を求めます。

それから、本来は8月の定例会で議決して、8月から9月の間に社会保険診療報酬に精算金を支払うということでしたけれども、支出した金額、大きいわけですがけれども、さらにコロナ感染の広がりという特別な事情もあったわけですから、臨時会、この臨時会でしっかり議決した後に納期限を延長することはできなかったのか、伺います。

それから、第10号議案のほうです。

窓口負担の見直しの周知と、それから基金の積立金について伺います。

医療費窓口負担の2割負担への変更ですけれども、その周知の広報の費用として約5000万円が計上されておりますけれども、この支出の内容についての説明を伺います。

それから、基金積立金として約118億4800万円が計上されておりますけれども、この基金積立金の活用についての考え方を伺います。

以上です。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの土村秀俊議員の質疑につきましては、事務局に答弁をいたさせます。

○議長（岡部恒司議員） 総務課長。

○総務課長（森和也） 土村秀俊議員の質疑にお答えいたします。

初めに、専決処分を行った経過についてお答えします。

提案理由で御説明した内容となりますが、本来であれば議決を受けるべき議案であります。支払基金への交付金償還金を支払期限の令和3年9月30日までに支払う必要があったため、その所要額を補正し、令和3年9月17日に専決処分を行ったものです。その財源につきましては、後期高齢者医療給付費準備基金条例第6条の規定により、後期高齢

者医療給付費準備基金より取り崩したものです。

次に、支払基金の納期を延長することができなかつたかについてお答えします。

支払基金の交付金は、医療給付費の約4割を占める重要な財源であり、社会保険診療報酬基金より毎月において交付されていることから、その翌年度に償還する期限につきましても納付期限までに支払う必要があることから、専決処分を行い、9月30日に支払ったものでございます。

次に、医療費窓口2割負担の見直しに伴う周知広報に係る経費についてお答えします。

予算に関する説明書の21ページに掲載がありますとおり、被保険者の全員に対し郵送で周知広報を行うための経費として、11節役務費3008万円の郵便料と、12節委託料の2000万円の周知用リーフレット等作成封入封緘業務の委託料となります。

次に、準備基金のその活用についてお答えします。

後期高齢者医療給付費準備基金条例第6条の規定により、医療給付費や保健事業費などに充てる場合と、調整交付金または後期高齢者交付金の額の確定により、その返還する場合において処分することができるとなっておりますことから、規定に基づき活用しております。なお、当該基金につきましては、保険料等の改定時に保険料軽減財源として活用しておりますが、これは将来発生する医療給付費に充当するものとして整理しております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 土村議員。

○28番（土村秀俊議員） まず、17億円の専決処分をした財源について、今答弁があったように、後期高齢者の医療給付費準備基金と、そこから支払いをしたということでありまますけれども、この準備基金というものはそもそも令和2年度の剰余金、今回は118億円あるわけですけれども、その118億円を準備基金として積み立てて、その中から支払うというふうに私は思っているわけですけれども、まだこの通告にありましたけれども、決算で認定もされて処分も確定していない、繰越金ですね。繰越金の準備金への積立が確定していない中でこの17億円を支払うということについて、問題はないのかということについて伺います。

それから、次の納期限の延長については、40%を占める社会保険診療の中で大きなものだというので、9月30日が納期限になっているということだったわけですけれども、やはり今回は8月の定例会が流会したということもありますし、コロナの感染が深刻にこの後期高齢者の事務局も含めた中で広がっていたという非常事態ということであるわけですから、その辺を考慮していただいて、その支払期限を9月30日じゃなくて今月の末、10月31日に延期をすれば、今回のこの臨時会で議員の皆さんにしっかり審議をし

ていただいて確定して、そして支払うと。金額もやはり17億円ということで大きい金額でしたので、延長、1か月延ばしてもらおうということができなかつたのかどうか、その辺について伺います。

それからあと、5000万円のその2割負担増の周知の問題についてでありますけれども、郵便代で3000万円、それからリーフレットの作成料として2000万円ということで計上したということですが、この実施がされるのは来年の10月以降ということでまだ1年以上あるわけですが、そういう中でこの令和3年度の予算の中に補正予算としてこの5000万円を計上することが本当に必要だったのかどうかということを感じるわけですが、この財源としては全額国から出るわけですが、この手続について作成するのがいつなのか、そして郵送するのがいつなのかについて、まず伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つは、繰越金の処理の問題についてですね。今回剰余金全部、118億円を医療給付費準備基金に積み立てるということになっているわけですが、その活用について今事務局のほうからいろいろちょっとメモし切れなかつたんですけどもいろいろ使うと。3つか4つお話しされたと思いますけれども、その使い道については分かりました。その使い道の中で最後に次期の保険料の軽減にも活用するというお話もあつたんですけども、それも含めてこの118億円のざっぱというかな、大体の使い道について、これに10億円ぐらいとか、これに20億円とか、残りはその保険料の軽減に使うとか、そういう内容について、金額的な内容についてはどういうふうになっているのか、伺います。

○議長（岡部恒司議員） 総務課長。

○総務課長（森和也） 再質問の4点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の基金についてのお尋ねと、問題がなかつたのかということでのお話でございました。

こちらのほうについては、先ほども説明したとおり、この基金のほうの支払いについてはまず問題はなかつたのか、問題なかつたということでお答えさせていただきます。

2点目については、納期、約4割の2割が9月30日にはなつているんですけども、10月までの延長はできなかつたのかというお話、こちらもお答弁のとおりですが、毎月お支払いを、交付されておりますものも毎月期限内に交付されていることから、こちらの翌年度の精算するものであつても、やはり期限までにお支払いするものが重要だろうということで、専決処分を行った後に9月30日にお支払いしたものでございます。

次に、3点目の5000万円のその周知広報についてのお話、これが計上が必要だった

のかという、要は令和4年の後半に2割負担の見直しが始まるのに、なぜ令和3年度中にお知らせしなきゃなかったということになります。こちらについては国からの要請もございまして、国会審議の中でも被保険者の皆様に丁寧に説明することが必要であろうということがありましたことから、そのこともありまして、国のほうでは財源を10割全て交付金の中で対象として、広域連合が行うこの周知広報については要請がされたところございまして、それを受けまして広域連合としても令和3年度中に実施しようかということ考えていただいております。

いつ頃になるかというお話でございしますが、このリーフレット等につきましては、国からの様式等が示されるわけですが、現在のところ要請はあったものの、様式等は示されておりません。それで、いつ頃になるかというのはその国から寄こされたリーフレットの様式が12月頃という話もお聞きはしておりますが、早くてもそれから入札等の行為になりますので、年を越すのかなという程度で今考えております。

4点目の118億円の剰余金が決算で生じた内容につきましては、事業効果のほうにもお話ししているんですけども、国、県、市町村、あと今回補正予算でありました17億円も含めた約72億円が翌年度の精算金という償還金のものがございまして、そうすると、残りを差引きした大体46億円は実質的な剰余金になるのかなと。118億円のうち、国、県、市町村、あと支払交付金のその翌年度に償還するべきものがございまして、それは約72億円、それを差し引いたものが実質的な収支で、その余ったものは来年、令和4年、5年に保険料の改定になる財源として用いるというのがそちらの内容の説明となります。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 土村議員。

○28番（土村秀俊議員） では、最初ですね。後期高齢者医療給付費準備基金を使ったということについては問題ないのかということで、問題はないというお話だったんですけども、私最初に言ったように、この令和2年度の剰余金をそっくり使って医療給付費準備基金に積み立てているわけですから、その積立金を使ってその17億円を専決で社会保険診療に支払ったということなんだけれども、まだ積立てされていないのに、そのされていないものを使うということに問題はなかったんですかというお話なんですね。今積んだわけですよ。今日の議会で承認されれば積むわけで、この8月末の時点ではまだなかったと思っているんですけども、その辺についてどうか、伺います。

それからあと、社会保険への支払いが9月30日をしっかりと守ったということなんですけれども、先ほど言ったようにいろいろな非常事態がこの後期高齢者の事務局も含めて中

にあったわけですから、その半年延ばせと言っているわけじゃなくて、1か月くらいお願いして延ばすということはできなかったのかと。要するに、ここであと議会でしっかり審議というか、承認して18億円を払うということが必要だったのではないかなというふうに思いました。その辺についての見解。

それからあと、リーフレットの作成について、早く、そして丁寧に知らせるということですけども、もう10月ですからね。今お話あったように、その国からリーフレットのもとが来るのが恐らく12月かなということになって、それから今お話あったように入札をかけたり、いろいろ手続すれば、ひょっとすると3月まで間に合わないという可能性も、年度末に結構2月、3月忙しいですから間に合わないという可能性もあるんですけども、だから丁寧に説明するというのは必要なんですけれども、今この作業に取り組むための予算を計上する必要はあったのかなと。確かに国が全額100%予算措置することはありますけれども、それだって私たちの税金ですからね、要するにね。そういう意味ではこれは必要だったのかどうかについて伺います。

それから、最後の118億円の使い道としてはいろいろ述べられて、差引きすると正味剰余金というのは46億円ぐらいかなというお話だったんですけども、そうするとその46億円というのは令和3年度以降にどういった形で活用していくのか、その辺について伺います。

○議長（岡部恒司議員） 総務課長。

○総務課長（森和也） 4点の再々質問についてお答えします。

もう少し御丁寧にそこを説明すればよかったですけれども、まず1点目の準備基金を活用したのは問題なかったという御答弁をさせていただきました。こちら、準備基金条例の先ほど第6条に基づいてというお話をしますが、こちらのほうはそのまま条文を申し上げますと、調整交付金または後期高齢者交付金の額の確定によりその返還を行う場合は財政調整基金を使っていいよということで、明記されております。本来であれば、8月の定例会で剰余金をまず積んで、あと取り崩すというのが本来のやつなんですけれども、必ず剰余金を積んでから取り崩すことという明記ではございませんので、条文の中で翌年度に確定になったものは基金から取り崩すことができるという規定に基づいて、交付金を執行したという内容になります。

2点目の支払基金の内容については、9月30日までの支払いを半年とは言わないけれども1か月程度延長できなかったかというお問い合わせの内容については、こちらも答弁のとおりとなりまして、交付されるものは適正に交付されているのに、いろいろな事情から遅れることについては、どうしてもここは金額も大きいものでございますので、その分

遅れるということは国に対して、準備基金に対しても大変な御迷惑をおかけするというところで、まず期限までにお支払いするという筋論で進めてまいらせていただきました。

あと3点目のリーフレットについて、令和4年の後半に見直しがされるということで、作業もちょっと今順調ではないということをお説明させていただきましたが、広域連合としましては、そういうリーフレットの案が来ましたら速やかに着手しようということで進めておりますが、現在のところそのリーフレットの時期、納期、その内容についてまだ国からの詳細なものはないものですが、届き次第、早急にそちらの対応を含めて進めてまいりたいと考えております。

最後の118億円のうち72億円が国、県、市町村、あと支払基金の翌年度の先ほど言った第6条の第3項の規定の翌年度の精算分でお支払いすると、実質46億円で、それに合わせて今準備基金としてもまだ積み上げているものがございますので、それは来年の令和4年、5年の保険料の改定がございます。当初予算のときにそちらのほう御説明あるかと思うんですけども、その保険料の軽減の財源として基金を取り崩して保険料を安くするための財源として取り崩そうという方針で考えております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） それでは、先ほどの日下議員の答え、資料準備できたようなので、答えさせます。

総務課長。

○総務課長（森和也） 先ほどの日下議員の再質問の内容について、遅れて申し訳ございませんでした。

先ほど日下議員から御質疑があった、台風に関する免除の部分の保険料の減免及び一部負担金免除の還付の状況について、これがどのような財源となっているのかという照会、問い合わせでございました。

こちらの保険料、一部負担金についても、全額が特別調整交付金の財源として充当されているという内容になっております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） これにて質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決を行います。

日程第5、第6号議案、専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）、日程第6、第7号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））の2件については、討論の通告がありませんので、こ

れより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第6号議案及び第7号議案の2件については、一括して採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。（「……してやってください」の声あり）はい、聞こえません。（「……してやってください」の声あり）もう一回。すみません。先ほど私が言ったとおり、一括で採決いたしたいと思っております。よろしいですね。

（「議案ごとに採決をお願いします」の声あり）

はい、分かりました。

それでは、そのような要望があった場合には、別々に採決いたします。

それでは、日程第5、第6号議案、専決処分の承認を求めることについてです。これについて採決したいと思います。

お諮りいたします。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡部恒司議員） 御異議なしと認めます。

続きまして、日程第6、第7号議案、専決処分の承認を求めることについては承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「7号反対ですよ」の声あり）（「簡易採決じゃなくやってください」の声あり）

○議長（岡部恒司議員） 暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（岡部恒司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、やり直します。

第7号議案について採決いたします。

反対の異議がありますので、起立で採決をいたします。

これについて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡部恒司議員） 起立多数です。

よって、第7号議案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、第8号議案、令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算

及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許します。

24番日下七郎議員。

○24番（日下七郎議員） 24番日下七郎です。

けやきの会を代表し、第8号議案、令和2年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに反対討論を行います。

連合長の挨拶にもございましたけれども、また、特別会計第10号議案にもありますけれども、医療費の窓口負担の見直し、こういうものがリーフレットの作成、様式がまだ来ていないというような状況の中でございますけれども、令和3年3月に開催された全国高齢者医療国民健康保険主管課長会及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議が行われ、保険局高齢者医療課説明資料によりますと、医療保険制度改革について、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正にする法律案（当時）の概要として、全ての世代の安心を構築するため、給付負担の見直し、高齢者医療の確保に関する法律、連合長の挨拶だとこれは法律が改正されたということでございますけれども、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得以外の被保険者であって単身世帯の場合は、課税所得が28万円以上かつ年収が200万円以上、複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上、政令で規定するとしております。窓口負担を2割とすると、施行期日は令和4年1月1日というこのようなことで、ただし書きによりますと、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定めるとのような状況であります。

同じ資料の中で、宮城県での2割負担者が6万人という、このような18.9%となる窓口負担2割負担というこのようなことに対しては、継続的な問題として反対するものがあります。

さて、令和2年、3年度、保険料率の改正時に令和2年度見込みの保険料賦課額252億7600万円とし、保険料率の改正を均等割額年4万2240円、平成30年から31年度の保険料費と比較すると、840円が高く改正されました。所得率を0.05%引下げし、保険料抑制措置として、当時の予算額で医療給付費準備基金繰入金31億5000万円とのことですが、この実質収支に関する調書などを見た場合、本当にこの保険料抑制措置となっていたのかどうか、このように考えるものであります。

また、各種償還金を含む実質収支額、これは今の質疑や答弁の中で、72億円が前年度や翌年度の国、県、市町村支払基金への償還金72億円、46億円が基金に積み立てられるというような状況を質疑の中で答弁をいただきました。

この保険料の改正条例等及び当初予算における反対討論などで、この保険料率の引上

げに我がけやきの会では反対をしましてまいりました。その状況については、この保険料の引上げをしたことによって財源措置をしておる国や県、市町村あるいは支払基金においてのこの負担割合が決まっております。その負担割合が保険給付が確定すれば全て償還される。準備基金に残るのは、この被保険者の保険料の納めたこれが基金に残るといふ、こういうような制度上の仕組みと考えております。こういうことからいって、本当にこの保険料の改正のときにこの保険給付額が大幅に多かつたのではないのかというのが指摘しましたけれども、そのとおりなのかなというふうに思っております。

次に、後期高齢者医療給付準備基金条例第2条第1項第3号、その他広域連合長が必要と認める収入の規定に基づき、繰越金を基金積立てをしておるのがこの3号だと思っております。このような状況で積み立て、基金繰入金を償還金の財源としているのがあります。質疑でも明らかになっております。地方自治法第208条、会計年度及びその独立の原則という第2項、会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとの規定をしております。令和2年度分の支払基金交付金の償還金17億3937万9000円についてですが、支払基金交付金償還の財源を第7号議案の専決処分で行い、令和3年9月17日に処分しております。令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計によって予算措置をしておりますが、これを8款繰越金、出納期間で繰越額が決まっておりますので、この今の連合長によって予算措置をして、専決処分のときに繰越金というこういうところに入れば、この今までの説明の積立基金からでなくこのような処分の方法で専決処分を行うという、このことが選択すべきことではなかったのかということでもあります。支払基金交付金償還金の財源、これが令和3年の専決処分として行いました。

令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者特別会計予算（第1号）歳入歳出予算補正、歳入7款の繰入金2項基金繰入金補正等については、同時に繰入金としていく。こういうことが行えば、この問題の先ほど指摘した地方自治法に則る形での処理ができることだと思うものであります。こういう点において、この後期高齢者医療給付費準備基金条例の問題として、この条例の中でも十分連合長の予算措置をすれば、これの分かりやすい予算の流れ、こういう状況になろうかと思うのであります。

そういう点において、今後によってこのような決算方法の中でありましてけれども、ぜひこの地方自治法第208条、会計年度及びその独立の原則、第2項、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないという、これを遵守していくような形をすれば、前々年度の積立金やそういう財源でなく十分できる会計年度での処理という、こういうことが可能と思っておりますので、このことを提案して反対討論とさせて

いただきます。

以上です。

○議長（岡部恒司議員） これにて討論を終結いたします。

これより第8号議案について起立により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡部恒司議員） 起立多数であります。

よって、第8号議案は原案のとおり認定されました。

次に、日程第8、第9号議案、令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、日程第9、第10号議案、令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件については、討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第9号議案及び第10号議案の2件については、一括して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長、おのおのやってください」の声あり）

○議長（岡部恒司議員） おのおの。はい。少々お待ちください。

それでは、一つ一つという御要望がございますので、そのようにさせていただきます。

再度同じことを申し上げます。

日程第8、第9号議案、令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡部恒司議員） 御異議なしと認めます。

続きまして、日程第9、第10号議案、令和3年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「反対」「簡易採決でなくやっってくださいって議長にお願いしているところがございますので、ぜひ一つ一つの議案で簡易採決じゃなくてやっってください」の声あり）

○議長（岡部恒司議員） はい。それでは、10号については御異議あります。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡部恒司議員) 起立多数であります。

よって、議案のとおり可決されました。

次に、日程第10、第11号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることについてをこれより採決いたします。(「10号やらなきゃいけない」の声あり)(「終わったよ」の声あり)(「10号やってないです」の声あり)

○議長(岡部恒司議員) 終わったと思っております。(「議事進行」の声あり) 顔が見えません。どなた。(「はい、私。26番」の声あり)

万波議員。

○26番(万波孝子議員) 私、26番の万波と言います。

今回初めてというか、新しく議員になったので、ちょっと実はこういう進行の仕方に非常に驚いております。とにかく簡易ではだめだということです。一つ一つ議案をきちんと審議してどうなのかと賛否を問う。そこまで一つ一つすべきだということで、改めて、今後もありますので、ちょっと指摘しておきたいと思います。なぜ簡易になっているのか、ちょっと理由も分からないので、この場でもし説明いただけるのならしていただきたいと思います。

それから、今ですね、先ほど採決したのは第9号と実は聞こえたんですけども、違いますか。何か10号って議長さんおっしゃいましたけれども、9号に聞こえたんですけども、皆さんはどうだったんでしょうか。これから10号じゃないですか。(「終わりました」の声あり)

○議長(岡部恒司議員) 日程の第9番目の日程で、第10号議案と申し上げましたが。

○26番(万波孝子議員) そうすると、ではもう終わったということですか。

○議長(岡部恒司議員) そうですね。起立採決したでしょう。

○26番(万波孝子議員) そうしますと、討論はもう終わりということになるんですか。

○議長(岡部恒司議員) 討論、通告はありません。

○26番(万波孝子議員) 通告ないからだめだということですね。

○議長(岡部恒司議員) はい。通告制でやっています。

○26番(万波孝子議員) はい。では、もう少し自分なりに整理したいと思います。では、終わります。

○議長(岡部恒司議員) 再度申し上げます。

次に、日程第10、第11号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることについて、

これを採決いたします。

お諮りいたします。

第11号議案について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡部恒司議員) 御異議なしと認めます。

よって、第11号議案はこれに同意することに決しました。

それでは、暫時休憩いたします。換気のため休憩いたします。

再開は午後3時15分、午後3時15分です。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○議長(岡部恒司議員) それでは、再開いたします。

日程第11 一般質問

○議長(岡部恒司議員) 日程第11、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。

申し合わせにより、発言時間は答弁を含めて1人30分以内とし、質問回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

通告順に発言を許します。22番熊谷明美議員。

○22番(熊谷明美議員) 22番、県央会、七ヶ浜町の熊谷明美でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

会計管理者の業務内容についてと広域連合の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の2点についてお伺いいたします。

まず、1つ目は、会計管理者は、地方自治法の改正により、従前特別職であった収入役に替えて、2007年に新設された役職であります。その身分は一般職の公務員であり、首長が任命する形を取っております。広域連合において、設立当初より設けられた役職ですが、そもそもなぜ仙台市の会計管理者が務めているのか、その経緯及びほかの広域における状況等を御説明ください。

また、その所管する業務内容と、広域連合の会計管理者として執務する際にどのような認識の下、業務に当たっているのか、伺いたいと思います。

2点目でございます。

2点目は、現在、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでおり、政府は11月いっぱい希望者に対する接種を終了するとしております。ワクチン効果は高いものですが、これは感染しても重症化を防ぐ効果が高いとされるものであり、決して感染しないための効果ではないことは御承知のとおりでございます。今後、第6波も懸念される中、当広域連合ではさらなる感染予防対策をどのように考えているのか、この2点について伺いいたします。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいま熊谷明美議員から、一般質問をいただきました。お答えしてまいります。

会計管理者は、会計業務を総括する者として、日々の事務決裁や小切手の振出しなど日常的な業務を行う必要があることから、広域連合の所在地である仙台市に要請し、仙台市長の承諾の下、推薦された者を広域連合長が当広域連合の会計管理者として併任発令しております。

他広域の状況につきましては、東北6県のうち福島県及び山形県の2県が当広域連合と同様、広域連合の所在地の市の会計管理者が広域連合の会計管理者を兼ねております。

私からは以上でございますが、なお、会計管理者がどのような認識の下、職務に取り組んでいるかのお尋ねについては会計管理者から、また、感染症対策については事務局から答弁を申し上げます。以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 会計管理者。

○会計管理者（船山明夫） 私からは、会計管理者としてどのような認識の下で業務に当たっているのかというお尋ねについてお答えを申し上げます。

広域連合長の行う支出命令が法令や予算に違反していないことの確認などを通じまして、当広域連合の的確な会計事務処理を確保するということが、それが会計管理者である私の職責であると心得るものでございます。

当広域連合の予算規模は、一般会計・特別会計合わせ2500億円を超えるものとなっております。それに応じまして会計事務量も相当の量が生じているという状況でございます。議員からもお話がありましたように、私は仙台市の会計管理者も務めておりますけれども、そのような私自身が当広域連合の事務事業を深く理解するよう努めるということとはもとより、仙台市役所と事務局とのこの物理的な距離の近さも最大限に生かしながら、事務処理の進捗や個々の案件について十分な説明を受けることなど、会計職員との緊密な意思疎通を図りながら、正確そして迅速な事務処理を進めることが肝要であると認識しているところでございます。

会計管理者を拝命いたしました以来、そのような心がけで職務に当たってまいってきたところではございますけれども、県内約31万4000人の被保険者の皆様が安心して医療を受けられる環境整備の一端を担っているということを深く肝に銘じまして、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 事務局長。

○事務局長（熊谷徹） 私からは、広域連合事務局の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてのお尋ねにお答えをいたします。

10月14日の全員協議会では、感染予防強化策として現在取り組んでおります感染予防対策でございます電話機の配置の見直しと増設、そして職員の机の間のパーティションの設置、この導入をすることについて御説明をさせていただいたところでございます。

これまでの感染対策であるマスクの常時着用、手指の消毒、事務室内の常時換気などの基本的な取組は、徹底して継続してございます。今後におきましても、さらなる感染症予防に効果が期待できるものについては、随時導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 熊谷明美議員。

○22番（熊谷明美議員） では、再質問させていただきます。

まず、1点目の会計管理者、職務業務の一つでございます基金の運用に関してでございますけれども、これがありますけれども、当広域連合は、一般会計及び特別会計の予算規模が2600億円を超えるものとなっております。それに伴い、運用する基金の規模も大きいものと考えられます。そこで、当広域連合における基金の運用はどのような規程に基づいて運用しているのか、伺いたいと思います。

2点目のコロナ感染症の予防のことについてでございますけれども、今、電話機、それからパーティションの話がございましたけれども、例えば具体的にパーティションは職員間だけではなくて、今の受付のカウンターにはパーティションないんですけれども、外部の方々がいらっしゃったときのためにも、受付のカウンターにパーティションを設置するとか、それからあとは個人的な職員の意識向上といたしまして、多分実施しているかとは思いますが、昼食を取るとき、食事を取るとき、例えば3時の休憩のときでも、黙食をするというような工夫をする。それからあと、換気のこと出ましたけれども、この換気についてもこれからは寒くなりますので、なかなか換気が難しいというふうなところがあると思いますけれども、サーキュレーターとかいろいろ換気をする、扇風機とかですね、そ

ういう物を使って小まめに換気をするという工夫をすべきではないかなというふうに思っております。

また、今後、政府のほうも3回目のワクチン接種を考えているようでございますけれども、この辺ももし実施が可能となったときには、積極的に職員の方々も接種をするというふうな考えに基づいて感染予防に取り組むべきではないかなと思いますが、その辺の考えはどのようなものか、伺いたいと思います。

○議長（岡部恒司議員） 総務課長兼会計課長。

○総務課長兼会計課長（森和也） まず、会計課としての基金の運用につきましての御質問にお答えしたいと思います。

基金の運用につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合公金管理及び運用方針の第5条の規定に基づきまして、毎年度、広域連合資金運用計画を策定し、資金の運用を行っているところでございます。財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金と歳計現金は、确实かつ効率的に運用がなされるよう、金融機関に預入れを行っておりますが、原則として資本元金が損なわれるのを避けるため、安全性及び確実性が確保されているものかつ支払い等に支障を来すことがないような預入金額を最も有利な運用方法を選定し、現在定期預金、譲渡性預金などで運用しております。

2点目のコロナ予防対策について御質問がございました。

何回か御提案はいただいた内容でございますが、まず受付のところにパーティションがないだろうというお話なんです、うちのほうで被保険者様のお客様がいらっしゃった場合、控室のテーブルのほうに座っていただきながらお話を受けているんですが、そちらのほうにはパーティションを設置しております。当職員の食事のときの黙食についても、こちらのほうは励行しております、どうしても机の上で食事を取ったり、あと控室で会議を取るということになっておりますが、こちらのほうも職員に周知をしながら黙食をして行って速やかにマスクをするということをお知らせしております。あと、換気につきましては、この自治会館のほうは自動換気となっておりますが、そのほかに外気を取り入れるということで窓を開けて換気を今現在行っているところでございます。

あと、職員のほうのワクチンの接種、こちらのほうもワクチンのこれまで1回目、2回目、あと副反応で休暇を、体調を崩した者につきましては、これは職専免ということの取扱いを適用しまして、職員が予防接種を受けやすい体制を構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 熊谷明美議員。

○22番（熊谷明美議員） では、最後に、基金の運用状況のみ質問をさせていただきます。

ただいま広域連合における基金の運用方法について御説明をいただきましたけれども、安全性、それから確実性に最大限留意しつつも、流動性、効率性を考慮して運用しているとのことでしたが、そこで基金運用の今後の見通しですね。目的、それから実務上の活用について説明を受けたいと思います。

○議長（岡部恒司議員） 総務課長兼会計課長。

○総務課長兼会計課長（森和也） 基金の今後の見通しについてということにお答えしたいと思います。

近年においては、金融機関の利息は低い傾向でございます。また、9月に開催された日銀の金融政策決定会合においては、量的・質的金融緩和を継続すると表明されていることから、これまでの状況はしばらく続くものと予想しております。

なお、基金の運用につきましては、これまで同様に安全かつ最も有利な運用方法を選定してまいりまして、運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「では、以上で終わりたいと思います」の声あり）

○議長（岡部恒司議員） 次に、16番阿部美紀子議員。

○16番（阿部美紀子議員） 県北の会の阿部美紀子でございます。

通告に従って質問させていただきます。

医療負担増額に伴う、医療控えをすることのない施策の展開についてということで質問します。

2022年度より、医療費負担増の所得層があるが、これはいつからとなりますか。

また、先日、滞納保険者数の資料が配られましたが、この資料をどのように分析していますか。

配られた資料は、滞納者数、金額のみの資料でした。私の予想では、被災沿岸部が滞納者割合が多いのかなと思いましたが、実際は計算してみると、ちょっと予想とは違うものがありました。

女川の実態を申し上げますと、被災10年を過ぎ、当時支援で頂いた電化製品の買換え時であり、非常に困難な高齢者の実態があります。健康優良者として記念品までもらっていた人が、実際は医療費を心配して医療控えをしていた。この方は残念なことに6か月ほどで亡くなりました。保健事業費として健康保持増進費市町村助成事業がありますが、予算860万円に対し決算額が468万3798円であり、約390万円が執行されていません。しかも、先ほど申し上げた被保険者数の対象者で私が計算したところによります

と、その対象者割合の多いワーストテン、ワーストワンは白石で2.49%、ワーストテンが気仙沼で1.34%です。ベストワンは七ヶ宿と大郷は滞納者がゼロでありますので、その2町を除きますと、ベストワンが七ヶ浜0.147%、しかも女川が驚いたことにベストツーで0.15%でした。そのワーストテンまでの自治体がこの制度を利用していません。事業内の後期高齢者数の案分も含め、事業の利用を促し、健康寿命を伸ばし、医療控えることのない施策をとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの阿部美紀子議員の一般質問につきましては、事務局から御答弁申し上げます。

○議長（岡部恒司議員） 保険料課長。

○保険料課長（伊藤仁） 阿部美紀子議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、医療費負担割合変更の実施時期と滞納被保険者数に関する資料に係る分析についてお答えいたします。

初めに、医療負担割合の実施時期ですが、公布された改正法では令和4年10月1日から令和5年3月1日までの範囲で政令で定めると規定されておりますが、現時点で国から具体的な時期までは示されていないところです。

次に、滞納被保険者数に関する資料の分析ですが、被保険者数に対する滞納被保険者の割合及び1人当たりの未納額が県平均より高い市町村では、現年度収納率が低い傾向が見られ、早期の収納対策の実施が重要であると考えているところです。

各市町村においては、これらの滞納被保険者数に対し、未納額等納付状況のデータに加え、滞納者との折衝記録や住民税、介護保険料の納付状況等も踏まえた総合的な収納対策を実施しているところです。それらの中で生活状況等を把握し、未申告で保険料軽減を受けていない方には簡易申告書の提出を勧奨したり、経済状況が逼迫している方には福祉部門との連携を図るなど、きめ細かな対応を行っているものと認識しております。

当広域連合におきましては、各市町村の収納状況を分析し、収納率が伸び悩んでいる市町村を訪問調査したり、市町村職員を対象に滞納者との折衝方法等に関する講習会を開催するなど、市町村の支援に努めているところです。

私からは以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 阿部美紀子議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、保健事業等の施策の展開についてお答えいたします。

保健事業として展開しております健康保持増進費の市町村助成事業につきましては、国

の特別調整交付金の対象となるものであり、広域連合ではこれを財源に、市町村が実施する保健事業を財政的に支援するため補助金として交付しているものでございます。

本事業は、被保険者の健康づくりや健康寿命延伸を目的としており、広域連合では、市町村担当者会議において、助成制度の説明や他自治体の事例紹介を行い、市町村における積極的な事業実施がなされるよう取り組んでいるところでございます。

助成対象としている事業につきましては、市町村からの申請に基づくものであり、前年度に市町村へ事業計画の照会を行い、その回答を受けて予算を確保しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、当初の計画事業を中止または縮小した自治体があり、不用額が生じております。

次に、受診控えについての対応ですが、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療機関の受診控えが懸念されるところです。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があるため、当広域連合では、体調不良等の場合は躊躇することなく医療機関を受診するよう促す内容を記載したチラシを8月に医療費通知送付時に同封し、被保険者の皆様に周知を図っており、来年1月の医療費通知送付時にも同様のチラシを同封することで、さらなる周知を図ることとしております。

引き続き健康寿命の延伸に向け、さきに述べた市町村助成事業の実施に加え、全市町村で実施しております健康診査の受診者数の拡大等の保健事業のさらなる展開に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 阿部美紀子議員。

○16番（阿部美紀子議員） まだその医療負担増のはっきりした日程は定まっていないということですか。これは後から一般質問する方と重複しますので、そちらのほうにお任せします。

そして、私が申したのは、いろいろな保健事業を行っていると思いますが、その保健事業が例えば後期高齢者の年齢層の人の対象だけじゃない保健事業がたくさんあると思うんです。そういう場合、例えば後期高齢者が30%あるとか、20%あるとか、50%あるとかというそのような按分は考えられないのでしょうか。

それから、先ほど資料の話申し上げましたけれども、人数と金額だけでは実態が見えません。私がこれからは資料にその対象者数も提示してほしいと思います。

○議長（岡部恒司議員） 給付課長。

○給付課長（鎌田哲哉） 保健事業の市町村助成事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、高齢者という枠組みですと65歳以上ということで市町村のほうでや

られている事業が多いということですのでけれども、後期高齢者の場合75歳以上ということになりますので、その辺は参加人数等で按分して申請していただいて、その部分を交付しているという形になっております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 保険料課長。

○保険料課長（伊藤仁） 私からは、以前に提供させていただきました未納被保険者数等に関する資料につきまして、滞納者の人数と滞納金額だけじゃなくて、対象者数も提示してほしいということでしたので、被保険者数という形で今後提示させていただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（岡部恒司議員） 阿部美紀子議員。

○16番（阿部美紀子議員） それでは、按分でも補助金を出しているということですね。女川町に「このようないい制度があるんだから利用したら」と言ったら、後期高齢者だけ対象じゃないので対象にならないと思うということで、自治体によってはそうすると周知されていないということなのかもしれません。それで、コロナ禍の中、後期高齢者にとっても各種の事業、催しが自粛、縮小されています。

広域連合が国と地方をつなぐパイプとしてよりよい制度、施策をするため、地方の現状、実態を伝えるのが地方議員の役目と考えております。医療負担増による医療控えのないように、地域に合った事業の展開を行えるよう、各自治体と連携し、これからも励んでもらいたいと思いますが、ぜひ一言お願いします。

○議長（岡部恒司議員） 事務局長。

○事務局長（熊谷徹） 御提案の内容は理解をしたところでございます。

それで、我々のほうとしても、この医療保険を運営するに当たっては、被保険者の方の健康の増進というのは、ある意味医療費を下げる、もしくは保険料を下げるという意味でも非常に大きな意味合いを持っておりますので、今御提案ありましたことも含めまして、保健事業の推進、そして市町村との連携ということですが、これも毎年保健事業担当部署の方と研修会等を実施しておりますけれども、さらにそれにおいて本事業の趣旨等々を周知する機会、そういったものを持って、そちらのほうに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡部恒司議員） 次に、35番鈴木美智子議員。

○35番（鈴木美智子議員） グループさくら、丸森町、鈴木美智子です。

通告に従いまして、マイナンバーカードの発行状況と今後の取組について一般質問いたします。

1、発行状況について。

マイナンバーカードの発行は進んでいないと見ています。県内後期高齢者の市町村別の発行進捗状況はどうか。

2、必要性和安全性が伝わる周知について。

マイナンバーカードの必要性が理解されていないのではないのでしょうか。また、使用時や紛失した場合に個人情報漏洩するのではないかと不安の声が聞かれます。どう活用され利便性が向上するのか、安全面の不安解消も含めてさらに周知する必要があると思いますが、どう取り組むか。

3、発行数を増やす支援について。

発行手続が分かりにくい、身体状況で手続が困難であるなど、発行手続につながらない現状があるのではないのでしょうか。そのような方々への丁寧な説明や専門的アドバイスでスムーズな手続ができる体制が必要と考えます。発行枚数が増えるように専門チームをつくり自治体を巡回するなど、自治体と連携して手続を支援する取組が必要ではないのでしょうか。

4、システム整備について。

医療機関を受診する際に保険証の代わりにマイナンバーカードを掲示するなど、様々なところで活用されていくと思いますが、そのためのマイナンバーカードと連動するリーダーなどのシステムが必須ですが、整備はどうなっているのでしょうか。システムをどう整備するのか。

5、デジタル庁発足でどう変わるのか。

マイナンバーカードは、国が発足させるデジタル庁で所管されるようですが、どのような指針になるのでしょうか。また、デジタル庁発足は県内の要望を上申する機会でもあると思いますが、後期高齢者の福祉向上のために広域連合の役割をどう考えるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの鈴木美智子議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの発行状況につきましては、総務省が全世代の交付枚数や人口に対する交付割合をホームページ上で公表しているところでございます。それらのデータをもとに、厚生労働省が独自に75歳以上の後期高齢者を抽出し算出した資料によりますと、市町村別の数値までは示されておりませんが、宮城県内の75歳以上の交付枚数及びその

人口に対する割合は、当広域連合でマイナンバーカード交付申請勧奨通知を送付した直後の4月1日時点での交付枚数が8万7991枚で人口に対する割合が27.6%であるのに対し、9月1日時点で10万2585枚で32.1%となっており、5か月間で1万4594枚、割合で4.5%増となっております。

同時点での全国平均の割合の伸び率が3.7%でありましたことから、当広域連合が勧奨通知を送付したことについては一定の効果は得られているものと考えております。

私からは以上でございます。

なお、お尋ねの残余につきましては、事務局から答弁を申し上げます。

○議長（岡部恒司議員） 保険料課長。

○保険料課長（伊藤仁） 鈴木美智子議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、マイナンバーカードの利便性と安全性が伝わる周知、発行数を増やす支援、医療機関におけるシステム整備、デジタル庁発足でどう変わるのかのお尋ねについてお答えします。

初めに、マイナンバーカードの利便性と安全性が伝わる周知についてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの取得の大きなメリットとしまして、被保険者証として登録することで利用できるようになることであり、本人の同意の下、過去に処方された薬や健康診査等の情報を医師や薬剤師が閲覧できるようになることにより、これらのデータに基づく診療や薬の処方が受けられるなど、総合的な治療につながる効果が期待されます。

また、マイナンバーカードの紛失や盗難への不安等については、カードの一時利用停止ができる24時間365日対応が可能なコールセンターが設置されていることや、不正に情報を盗み取ろうとすると自動的に記録情報が消去する機能があることなど、安全面での対策が取られております。

こうしたカードの利便性や安全面については、今後の医療機関等におけるオンラインによる資格確認の普及状況を見ながら、高齢者にも理解しやすく丁寧な周知広報を検討してまいりたいと考えております。

次に、発行数を増やす支援のお尋ねについてお答えいたします。

個別の手續支援につきましては、実際に受付や交付を行う市町村のマイナンバーカード担当課の窓口が対応することとなります。また、市町村によっては独自の支援窓口を設けるなどの対応を行っているところもございます。

当広域連合としましては、マイナンバーカード取得申請手續を直接取り扱う機関ではないため、医療保険の保険者として被保険者証の利用登録が推進されますよう、被保険者や

医療機関等への周知広報等につきまして、市町村の後期高齢者担当課と連携してまいりたいと考えております。

次に、医療機関におけるシステム整備に関するお尋ねについてお答えいたします。

厚生労働省ホームページにおける本県の顔認証付カードリーダーの申込機関の数は、令和3年10月10日時点で病院、医科診療所、歯科診療所及び薬局の総数3,833機関のうち、申込みは2,250機関、割合は58.7%となっております。

システムの整備につきましては、社会保険診療報酬支払基金が窓口となり、医療機関等からのカードリーダーの申込みをインターネットまたは郵送で受付を行っております。医療機関は、カードリーダーが到着後、システム販売業者に機器の搬入やシステム改修、ネットワークの設定等を依頼し、設置後に運用を開始することとなります。

なお、本県における本格運用が可能な医療機関は、同じ10月10日時点で392機関、割合は10.2%という状況であり、全国平均の7.9%より高い割合となっております。

最後に、デジタル庁発足でどう変わるのかとお尋ねについてお答えいたします。

今般、デジタル社会形成基本法が施行され、国においては、組織の縦割りを排し、国全体のデジタル化を主導するため、内閣直属のデジタル庁が発足したところです。

本法の施行を見据え、令和3年6月に改正されたデジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、マイナンバーカードに関しては、制度全般の企画立案をデジタル庁へ一元化し、マイナンバーカードの普及や利活用促進等を図るとされております。

また、計画の中では、健康・医療・介護の分野において、国民が生涯にわたって自らの健康情報を電子記録として正確に把握するための仕組みでありますパーソナル・ヘルス・レコードの推進やオンライン診療などが計画されているところです。

当広域連合としましては、今後、デジタル庁で新重点計画が策定されることとされておりますことから、こうした計画及び国の動向を注視しながら、医療保険の保険者として必要に応じて国へ要望等を行うとともに、被保険者等への情報提供や周知広報等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 鈴木美智子議員。

○35番（鈴木美智子議員） ただいま後期高齢者のマイナンバーカードの取得枚数ですね。市町村別にはちょっと把握が難しいというようなお話でございました。それで、私心配しているのが、そこなんです。市町村別に分からないということは、その市町村別に格差というか、大分差が出てくるのではないかなという感がございます。今後デジタル庁

が発足すれば、その情動的なものも一元化されていくのだというようなお話もございましたけれども、ちょっと私、丸森町としても、その後期高齢者の方が何名ほど取得しているのかというのがちょっと分からないということなので、分からないということは、ではその方にどう支援していけばいいのかということがちょっと分からないというふうにやはりつながっていくわけですよ。ですから、デジタル庁が発足した後に、県の広域連合としてもいろいろ情報を上げていきたいというお話が今ございましたので、その情報を町、市、村のところで後期高齢者のマイナンバーの取得は何枚ぐらいあって、進んでいるのか進まないのか、もっと進めたいのであれば、進めるためにどういうことをしていけばいいのか。そのための施策をどう展開していくのかということを考えてもらうためにも、その情報を県広域連合を通して、関係の市町村と連携しながら、その情報共有というものを図っていく必要があるのではないかなと思うのです。

ちょっと今は、多分情報の一元化ができていないから、その市町村別の幾ら発行されているか分からないんだと思うんですよ。ただ、何かちょっと担当省庁が違うので、ちょっとそこら辺の合計数が分からないんだということだと思んですが、何らかの方法でそのデジタル庁からのお示しが来る前に、何らかの方法でこの分かる手だてはないのかな、早めに分かるようなその手だてはないのかなというふうにちょっと思うんですが、その辺はどのような感じなのでしょう。

○議長（岡部恒司議員） 保険料課長。

○保険料課長（伊藤仁） マイナンバーカード交付枚数の市町村ごと別の数を把握できないか、国のほうに要望できないかということでございますけれども、後期高齢者分につきましては、もともと今回把握したのが総務省のデータを基に厚生労働省が独自に集計してということでございますので、その辺市町村別までの情報がいただけるのかどうかというのは、ちょっと厚生労働省のほうに今後確認していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 鈴木美智子議員。

○35番（鈴木美智子議員） ぜひやっていただきたいと思います。

それで、私の町ですね、今回思ったよりもマイナンバーカードのそれは年代別じゃなくて全体的に発行数がやはりちょっと見込みぐらありました。その要因としては、やはりマイナポイントが大きかったというふうに評価をしております。それで、町としてもマイナンバーカードをぜひ取得を増やしたいんですけども、町単費ではやはりそういうマイナポイント的な施策が難しいというお話でございます。県広域連合としてもそのための予算というのは難しいんだろうなというふうに見てはおりますが、そういったこともぜひ国の

施策として伝えていただいて、やはり何らかの取得するための予算、財源的なものをまたつけていただきたいというような私たちの地域の思い、そういったこともぜひデジタル庁のほうにつなげていただきたいということと、それとやはり後期高齢者の方はそのデジタルということ自体にちょっと抵抗があるというか、そういうこと自体の操作、ネットから申込みであるとか、ちょっと複雑な様式で申込みがあるとか、そういったことはやはりちょっと苦手というか、できない方というのは多々いらっしゃるわけですよ。その人たちにはどういう支援ができるのか。希望していない方はともかく、希望する方にはどのような支援をしてその取得につなげていくのかということ、やはり対面的なお話で丁寧に説明をして記入してもらおうとか、ではネットからこういうふうにすると申し込めますよというような、横ですね、操作をしてあげるとか、そういったことも必要になってくるかと思うんです。

ただ、それもやはりちょっと一般質問の通告にありましたけれども、その発行枚数が増えるような専門チームをつくって自治体を巡回する。何かそういうような方策も考えていただかないと、町の職員さんも数が限りがありますし、その業務数もありますから、そのマイナンバーカードが増えてもらうのは嬉しいんだけど、殺到するとその業務の点もちょっと増えてくるというようなことになっていくかと思っておりますので、そういった人的支援というのもちょうとぜひ考えていくべきではないかなと思っております。金額だけではなくて人的支援というのが大きいのではないかと感じるところでございますので、そこら辺についても広域連合としてその市町村の実態というものを市町村と連携しながら十分くみ上げていただいて、国のほうに上申してもらおうというようなことが必要ではないかと思っておりますので、その点について御答弁をいただいて、一般質問を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（岡部恒司議員） 事務局長。

○事務局長（熊谷徹） 鈴木美智子議員の再々質問にお答えをします。

このマイナンバーカードにつきましては、大変申し訳ない状況ではございますが、私もあくまでも医療保険者という立場でアプローチをせざるを得ない状況でございます。利便性を考える上でも、そのマイナンバーカードが被保険者証等としてちゃんと使えるところ、私ども今までも、そしてこれからは時を見て適時適切に周知広報はしていきたいと思っておりますけれども、やはりマイナンバーカードの取得促進の主管部署は市町村さんの担当課さんにならざるを得ないんだというふうに考えております。

したがって、今いただきましたマイナポイントの話というのは、例えば我々は医療保険者であるけれども、広域連合議会でこういった声がありましたということ、国のほう

にお伝えするということはできるかと思うんですけども、マイナンバーを推進するための専門チームの作成とか、そういうものに対しての人的支援というのは、医療保険者として大変申し訳ないんですが、医療保険者としての役割をちょっと超える部分になってまいろうかというふうに考えております。

したがって、御提案いただきました部分につきましては、国のほうにそういった声があったことをお伝えするというような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 次に、20番笹森波議員。

○20番（笹森波議員） 20番、けやきの会、笹森波でございます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（高齢者医療費窓口負担2倍化）の問題について、一般質問させていただきます。

以下、7点について質問いたします。

1点目、実施は2022年後半となっているが、実施時期は明確に示されたのか。

2点目、窓口負担2倍化の対象者は年収200万円以上とされているが、県内の対象者は何人か。

3点目、現役世代の負担軽減のためというが、1人月額でどれほどの軽減になるのか。

4点目、対象者を広げる場合は、国会で再度審議されるのか。

5点目、激変緩和措置は具体的に示されているのか。

6点目、この法律の実施は高齢者の健康にどのような影響があると考えているのか。

7点目、この法律の実施は高齢者の命と健康を脅かすものであることを県広域連合長として表記すべきではないか。

以上の7点について質問させていただきます。

○議長（岡部恒司議員） 広域連合長。

○広域連合長（伊藤康志） ただいまの笹森波議員の一般質問につきましては、事務局より御答弁申し上げます。

○議長（岡部恒司議員） 事務局長。

○事務局長（熊谷徹） 笹森波議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、2割負担の実施時期ですが、公布された改正法では令和4年10月1日から令和5年3月1日までの範囲で政令で定めると規定されておりますが、現時点で国から具体的な時期は示されておられません。

次に、県内の2割負担となる対象者数ですが、現在、国から所得判定要件の詳細までは

示されておらず、広域連合独自に正確な算出が困難なため、あくまでも令和2年7月時点のデータによる国の試算となりますけれども、宮城県内で6万人、被保険者数に占める割合は18.9%となっております。

次に、現役世代の1人当たりの月の負担軽減額ですが、これも国の試算によりますと、年間700円の軽減額から事業主負担分を除き、1か月当たりに換算しますと約30円となります。

次に、対象者を広げる場合の審議等についてですが、先般の国会審議等において、2割負担の対象者に係る所得基準は政令委任されており、国会の関与なくその基準を下げるのが可能ではないかという趣旨の指摘に対し、仮に将来的に所得基準を変更して政令を改正する場合には、社会保障審議会をはじめとした関係者との丁寧な議論を行った上で改正することとし、決して政府の判断のみで変えることはないとの答弁がなされていることから、当広域連合といたしましては、対象者を改正する場合は、再度国会を含め所要の手続にのっとり審議されるものと認識しているところです。

次に、法改正に伴う激変緩和のための配慮措置についてお答えをいたします。

国からの説明では、2割負担への変更により、影響が大きい外来患者につきましては、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まる措置を講じることで急激な負担増を抑えることとしております。国からは、今後政令で内容を規定する旨説明されておりますが、現在のところそのような通知は参っておりません。

次に、高齢者の健康への影響についてお答えをいたします。

国においては、窓口負担割合の見直しによる受診抑制が起こる懸念について、改正法は、一定の収入以上の方々のみを対象にその窓口負担を2割とするものであり、配慮措置もしっかりと講じることで、受診抑制を招かないように対応しているとの見解でございます。

当広域連合といたしましては、法の内容をしっかりと確認し、趣旨に基づき、制度を適正かつ確実に運用してまいります。

次に、本法律の実施に係る懸念について、連合長として表明すべきとお尋ねについてお答えをいたします。

本法律は、団塊の世代が今後後期高齢者となり、後期高齢者の医療費が増加する一方、それを支える現役世代が減少していく中で、全ての世代に広く安心な生活を支えていくため改正されたものでございます。

窓口負担が2割負担となる方には負担増となりますが、本制度が将来に向け安定した制度とするため、必要な見直しであると考えております。また、窓口負担が2割負担となる

方への影響は少なくないと考えますが、国においてもその点を考慮し、3年間の激変緩和のための配慮措置を講じることとしており、一定程度評価できるものと考えております。

したがって、当広域連合としては、議員が御指摘された内容について意見表明をする予定はございませんが、窓口負担割合が2割となる方への配慮措置を確実に実施するとともに、健康診査事業等の保健事業のさらなる推進を図りながら、後期高齢者医療制度の適切な運営を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岡部恒司議員） 笹森波議員。

○20番（笹森波議員） 再質問させていただきます。

75歳以上に2割負担を導入することは、2008年に発足した後期高齢者医療制度の大原則を覆すものであります。制度開始時、当時の麻生太郎首相は、原則1割負担について、高齢者は心配なく医療を受けられる仕組みだと国会で説明し、ぜひ実施したいと表明されました。国民への約束をほごにする姿勢自体が問われます。

社会保障削減のため、財務省や経済連などは原則2割負担にすることを要求し、可能な限り広範囲を負担増の対象にすることを提案されております。最初は対象になる年収範囲が限定されていても、一旦1割負担原則が崩されれば、それを突破口に対象が広げられ、2割負担原則化につながる危険性を浮き彫りにしています。

75歳以上の方は病気やけがをすることが多く、複数の医療機関にかかったり、治療が長期化するケースが多くあります。一方、収入は公的年金などに限られている上、年金額も抑制、目減りしており、75歳を過ぎても生活維持のため働かざるを得ない人も少なくありません。家計を切り詰めて暮らしているのが多くの人たちの厳しい現状であります。新型コロナウイルスの感染拡大で高齢者の健康と生活への不安が高まっているときに、医療の負担増を持ち出す姿勢はいかがなものでしょうか。

先ほどいろいろと答弁していただきましたが、県内の対象者が6万人という答弁でした。この方たちの医療を受ける権利が脅かされると思われまます。先ほど阿部美紀子議員の答弁にもありましたが、医療控えることのないような施策をという答弁の中で、「体調不良時は躊躇なく受診するように呼びかける」とおっしゃっていましたが、医療費を払うのが困難だということが問題であり、受診したくても受診できないという現状があるかと思いますが、再度、広域連合長にお伺いいたしたいと思えます。

○議長（岡部恒司議員） ちょっと待ってくださいね。

残時間が4分19秒となっておりますので、どうぞ御理解ください。

それでは、事務局長。

○事務局長（熊谷徹） 私から、再質問のほうに御答弁させていただきたいと思います。

2割負担になる方について、医療費が払えなくなっちゃいますとそういうようなお話でございました。ただ、大きなお話で申し上げますと、先ほど御答弁申し上げましたけれども、今後我々の制度に団塊の世代の皆様が御加入になります。そして医療費が大きく増加する状況でございます。一方で、それを支える現役世代が減少していくという中で、この制度を何とか維持する、この制度を支えていく、そのための改正だというふうに認識しております。

したがって、負担増になることは確かに事実であるところではございますが、その影響を少しでも小さくするということでの配慮措置が一定程度なされているという状況でございますので、これは確かにやむなしという、やむを得ない見直しではないかというふうに考えております。

医療費を払えなくて大変というお話は、ひよっとすると保険料が払えなくて大変ということともリンクするかもしれません。保険料を払えない方に関しましては、先ほどの保険料課長からの御答弁でもございましたけれども、例えばその生活実態を把握した上で、ひよっとすると市町村の福祉部門とつなぐ場合、そういったケースも出てくるかもしれません。したがって、そういった場合についても、例えば市町村窓口さんのほうでいろいろ御相談を受け、そして広域連合にも回ってくるということもあるかもしれませんが、丁寧な聞き取りを行うことでその方に対してどういう適切な支援ができるか、そういったことを検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡部恒司議員） 笹森波議員。

○20番（笹森波議員） 私は議員になる前に26年間、看護師として患者さんとたくさん接してきました。年々減らされていく年金生活の中で医療費節約のため、定期でもらっているお薬を自己判断で減らして飲んでいたり、医療費が払えず治療を中断し、症状が重くなり重症化して救急搬入されてくる患者さんを何人も見てまいりました。

コロナ禍での受診控えで高齢者への健康への影響が懸念される中で、原則2割負担化にはさらなる受診控えが生じかねない政策を取り、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと日本医師会の方も言っております。コロナから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何より急がれるときに、それに逆行する窓口負担増はやめるべきだと思います。後期高齢者広域連合として、高齢者の命と健康を守るためにも高齢者医療費窓口負担2倍化に反対する意見を国に対して強く要求すべきだと思いますが、連合長の見解をお伺いいたします。それで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（岡部恒司議員） 事務局、1分18秒で答弁。

○事務局長（熊谷徹） いろいろな事情のほうをお述べいただきましたけれども、答弁内容としては前に述べた答弁のとおり、先ほど申し上げましたように必要な改正であるという認識の下、やむを得ないものというふうに判断してございます。その中で、我々としてはその配慮措置、これをしっかり適用していくことが必要だというふうに考えております。

したがって、最後に御要望がありました点については、今後意見表明する予定はないところでございますので、御理解ください。

○議長（岡部恒司議員） 以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時17分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 岡 部 恒 司

署名議員 藤 田 洋 一

署名議員 阿 部 美 紀 子